四日市支部

三重郡川越町・三重郡朝日町・三重郡菰野町・四日市市の各関係窓口（境界・税務・市民課）に非土地家屋調査士、非司法書士が業務として登記申請書作成・登記申請の代理行為を行う事は法律上罰せられる旨を記したポスターを掲示するように依頼を行い、快くご了解をいただきました。どの場所に掲示いただけるものかは不明ですが、官庁に行かれた際は、是非とも宝探しの気分で探索してください。
4 市町×3 ケ所＝12 ケ所のすべてを見つけた方は、「測っ虎」が褒めてくれます。きっと。









